

損害額一覧表

原告A関係

	請求額	原告の主張の骨子	被告の認否・反論の骨子	認定額	補足説明
治療費	4,160,604		認める(支払済み)	4,160,604	争いなし
看護料	58,500	1日6500円×9日 本件事故日から9日間は原告ら2人とも完全に寝たきりで、病室も別であったため、それぞれに身内の付添看護が必要で、原告らの長女と二女が連日付き添った。	不知	58,500	本文記載のとおり
入院雑費	154,992		認める(13万0992円支払済み)	154,992	争いなし
通院交通費	407,175		認める(支払済み)	407,175	争いなし
装具器具	248,408		認める(支払済み)	248,408	争いなし
休業損害	1,558,562		認める(支払済み)	1,558,562	争いなし
逸失利益	19,701,169		13,790,818	13,790,818	
①基礎収入	9,089,100	H17給与総額	認める	9,089,100	争いなし
②期間	16	稼働可能期間	認める	16	争いなし
③ライプニッツ係数	10.8378		認める	10.8378	争いなし
④後遺障害別等級	11級	①右足関節痛の局部に頑固な神経症状(12級13号) ②前額中央に外貌醜状障害(等級表では14級10号だが、12級14号と認定すべき) ③右上肢の醜状障害(14級4号)	12級が相当		本文記載のとおり
⑤労働能力喪失率	20%		14%	14%	
入通院慰謝料	2,940,000	入通院期間(入院60日、通院258日間で実日数35日)に対応194万円+慰謝料増額事由(被告Cの重過失・配偶者サポートなし・本件事故後の被告Cの態度及び被告加入共済の対応の不誠実)100万円	194万円の限度で認める。 センタライン越えは直前かつ少力で被告Cに重過失はない。 その他についても争う。	2,619,000	本文記載のとおり
後遺障害慰謝料	4,200,000	11級相当	12級相当の290万円の限度で認める。	3,600,000	本文記載のとおり
特別損害	1,271,048	長女PTSD、大学中退 治療費28万6048円、授業料68万5000円 引越費用30万円	不知。但し、相当因果関係がない。	0	本文記載のとおり
小計	34,700,458			26,598,059	
既払額	-6,505,741		認める	-6,505,741	争いなし
小計	28,194,717			20,092,318	
弁護士費用	2,000,000	上記合計の1割弱	争う	2,000,000	本文記載のとおり
合計元本	30,194,717			22,092,318	